

西大竹高速バス利用者用駐車場管理規程

平成25年10月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、高速バスの利用促進を図るため、秦野市西大竹943番1及び2に設置する西大竹高速バス利用者用駐車場(以下「駐車場」という。)の利用及び管理に関する事項について定める。

(駐車場の利用)

第2条 駐車場は、東名秦野バスストップを発着する高速バスの利用者が、この規程を承認のうえ、無料で利用できるものとする。

(利用時間)

第3条 駐車場は、終日利用できるものとする。

(利用期間)

第4条 駐車場は、駐車した日から起算して10日までを1回当たりの利用期間とする。

ただし、管理者に事前に届け出た場合はこれを延長することができる。

(休止等)

第5条 管理者は、次の場合に駐車場の全部又は一部について、休止、車路の通行止及び車両の退避(以下「休止等」という)を行うことができる。

- (1) 自然災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の損壊、その他これ等に準ずる事故が発生し又は発生するおそれがある場合
- (2) 保安上適当でない場合
- (3) 工事、清掃又は消毒を行うため必要がある場合

(駐車できる車両)

第6条 駐車場に駐車することのできる車両は、積載物又は取付物を含めて長さ5.0m、幅1.9mを超えないものに限る。

(駐車場の入出等)

第7条 車両は、入口から入場し、定められた駐車枠内に駐車するものとする。

2 車両を退出させるときは、安全確認のうえ、出口から退出するものとする。

(駐車位置の変更)

第8条 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。

(駐車場内の通行)

第9条 利用者は、駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を守らなければ

ならない。

- (1) 徐行すること。
- (2) 追い越しをしないこと。
- (3) 出庫する車両の通行を優先すること。
- (4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (5) 表示又は係員の指示に従うこと。

(遵守事項)

第10条 前条に掲げるもののほか、利用者は駐車場において次の事項を守らなければならない

- (1) 火器を使用しないこと。
- (2) 紙屑、ぼろ切れ、吸殻、飲料容器等のごみは持ち帰ること。
- (3) 他の利用者の駐車位置等の中にみだりに立ち入らないこと。
- (4) 運転者は飲酒、賭け事、騒音を発する行為等をしないこと。
- (5) 場内において宿泊しないこと。
- (6) 場内の設備、他の車両及びその取付物等を損傷し、又は事故が発生したときは直ちに管理者に届け出ること。
- (7) 駐車中は必ずエンジンを停止し、車両から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗難防止に努めること。
- (8) 場内では営業、演説、宣伝、募金、署名運動等の行為は絶対にしないこと。
- (9) その他、他の利用者に迷惑となる行為をしないこと。

(入庫拒否)

第11条 次の場合には駐車を断り、又は車両を退去させることができる。

- (1) 駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物や取付物を損傷し、又は汚すおそれがあるとき。
- (2) 引火物、爆発物その他の危険物を積載し、又は取り付けているとき。
- (3) 著しい騒音や臭気を発するとき。
- (4) 非衛生的なものを積載したり、取り付けているとき、または液汁をだしたり、こぼすおそれがあるとき。
- (5) その他駐車場の管理上支障があるとき。

(事故に対する措置)

第12条 管理者は、駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがある時は、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

(引取りの請求)

第13条 利用者が予め管理者への届出を行うことなく第4条に定める期間を超えて車両を駐車している場合において、管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに該当車両を引き取ることを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み、若しくは引き取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を判明することができないときは、管理者は車両の所有者等自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。) に対して、通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引き取ることを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。

3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

(車両の調査)

第14条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を判明するために必要な限度において、車両(車内を含む)を調査することができる。

(車両の移動)

第15条 管理者は、第13条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

(車両の処分)

第16条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引き取ることを拒み、若しくは引き取ることができず又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を判明することができない場合であって利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3か月を経過した後、利用者に対して通知し又は駐車場において掲示して予告したうえで、公正な

第三者を立ち会わせて、車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。
この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む）に満たないことが明らかである場合は、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告したうえで、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

2 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し、通知し、又は駐車場において掲示する。

3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者に戻すものとする。

（保管責任）

第17条 管理者は、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、駐車場に駐車する車両及びその積載物又は取付物に関する損害については、賠償の責を負わない。

（免責事由）

第18条 管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

- (1) 自然災害その他不可抗力による事故
- (2) 当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故
- (3) 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故
- (4) 第5条の規定による休止等の措置
- (5) 第12条の規定による措置

（賠償の請求）

第19条 管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対してその損害の賠償を請求するものとする。

（この規程に定めない事項）

第20条 この規程に定めない事項については、法令の規定に従って処理する。

管理者 秦野市役所 都市部 公共交通推進課

秦野市桜町一丁目3番2号 電話0463-82-9644